

単体規定	法第 35 条 令第 128 条	作成（改訂）日
	敷地内の通路	令和 4 年 3 月 1 日
敷地内の通路の取扱いについて		
<p>敷地内の通路（令第 128 条）は、屋外通路とし、原則当該通路は上空まで開放された通路（樋先等から有効幅員を確保）であることが必要である。また、通路に門扉等を設置する場合は、門扉の開放時における有効幅員が本規定で求められる幅員以上確保されなければならない。</p> <p>ただし、下記の条件をすべて満たし、かつ、避難上支障がない場合には敷地内通路として取扱う。なお主要な出入口は、ピロティまたはポーチへの建具のある出口とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通路の有効幅員を本規定で求められる幅員以上確保すること。 ・ 通路部分は、屋内部分と耐火構造の壁・床（耐火建築物の場合。それ以外の場合は準耐火構造の壁・床）および常時閉鎖式の法第 2 条第九号の二口に定める防火設備（都安条第 19 条第 2 項の屋外通路は特定防火設備）で区画し、通路の壁および天井の下地、仕上げを不燃材料とすること。 ・ 通路部分は、外気に十分に開放されていること。また、ピロティの周長の 1/2 以上で、垂れ壁等がないこと。ただし構造上最低限必要な柱等についてはこの限りではない。 ・ 通路部分が将来にわたって屋内的用途に転用されるおそれのない空間であること。 ・ 通路に門扉等を設置する場合は、避難方向に開くものとする。 ・ 隣地境界線から有効 500 mm 以上確保すること。 		
<p style="text-align: center;"> 建具のある主要な出入口 主要な出入口とはならない 主要な出入口とはならない </p>		
技術的助言など	30 都市建企第 1072 号（都安条第 5 条） 30 都市建企第 722 号（都安条第 19 条）	
参考文献など	建築物の防火避難規定の解説 2016 P100 Q&A 参照 誰にもわかる建築法規の手引 P645	